

改正後全文（原文縦書き）

〔 制定 平成4年岐阜県公安委員会規則第3号
改正 平成21年岐阜県公安委員会規則第12号 〕

射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持の許可の期間及び教習資格認定証の有効期間並びに銃砲所持許可申請書等の提出部数に関する規則

（射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間）

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条第1項第4号に規定するけん銃又は空気けん銃に係る同条第4項の規定による許可の期間は、2年とする。

2 法第4条第1項第8号又は第9号に規定する銃砲又は刀剣類に係る同条第4項の規定による許可の期間は、同条第1項第8号又は第9号に規定する用途に供するため必要な期間（当該必要な期間が1年を超えるときは、1年）とする。

3 法第6条第1項に規定する銃砲又は刀剣類に係る同条第2項の規定による許可の期間は、60日とする。

（教習資格認定証の有効期間）

第2条 法第9条の5第2項の規定による教習資格認定証の有効期間は、3月とする。

（申請書等の提出部数）

第3条 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「施行規則」という。）第1条第2項の規定に基づき公安委員会が定める届出書、申請書その他提出すべき書類等の部数は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 施行規則別記様式（以下「様式」という。）第1号 銃砲刀剣類製造等届出書
2通

(2) 様式第2号 人命救助等に従事する者届出書 1通

(3) 様式第4号 使用人届出書 1通

(4) 様式第6号 銃砲所持許可申請書 1通

(5) 様式第7号 刀剣類所持許可申請書 1通

(6) 様式第8号 技能検定申請書 1通

(7) 様式第9号 猟銃等所持許可更新申請書 1通

(8) 様式第10号 教習資格認定申請書 1通

(9) 様式第11号 練習資格認定申請書 1通

(10) 様式第19号 猟銃等講習受講申込書 1通

(11) 様式第25号 技能講習受講申込書 1通

(12) 様式第29号 許可期間延長申請書 1通

(13) 様式第35号 銃砲刀剣類所持許可証書換申請書 1通

(14) 様式第36号 銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書 1通

- (15) 様式第37号 銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書 1通
- (16) 様式第38号 許可事項抹消申請書 1通
- (17) 様式第40号 銃砲刀剣類返還申請書 1通
- (18) 様式第42号 射撃指導員指定申請書 1通
- (19) 様式第45号 教習射撃場指定申請書 1通
- (20) 様式第53号 教習用備付け銃等届出書 2通
- (21) 様式第54号 教習用備付け銃変更届出書 2通
- (22) 様式第58号 練習射撃場指定申請書 1通
- (23) 様式第66号 年少射撃資格認定申請書 1通
- (24) 様式第68号 年少射撃資格認定証書換申請書 1通
- (25) 様式第69号 年少射撃資格認定証再交付申請書 1通
- (26) 様式第70号 年少射撃資格講習受講申込書 1通
- (27) 様式第73号 猟銃等保管業届出書 2通
- (28) 様式第80号 準空気銃製造等届出書 2通
- (29) 様式第81号 模造けん銃製造等届出書 2通
- (30) 様式第82号 模擬銃器製造等届出書 2通

附 則（平成4年2月28日 岐阜県公安委員会規則第3号）
この規則は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成21年12月4日 岐阜県公安委員会規則第12号）
この規則は、公布の日から施行する。